

海外

米州諸国

◆米国、1986年政府証券法を制定

1. レーガン大統領は10月28日、政府証券ディーラーの規制強化を内容とする「1986年政府証券ディーラー等規制法(The Government Securities Act of 1986)」に署名した(発効は来年7月25日)。

同法案の内容は以下のとおり。

- ① すべての政府証券ディーラーおよびブローカーに対して、証券取引委員会(SEC)への登録を義務付け。
- ② 財務長官は、政府証券ディーラーおよびブローカーの自己資本比率、顧客勘定と自己勘定の証券取引の区別等に関する規則を設定。また、同ディーラー・ブローカーに証券売買の記録、財務状況に関する報告書等を監督機関(すでにFRBの監督下にあるものはFRB、その他はSEC等)に提出することを義務付け。
- ③ SECは政府証券ディーラーおよびブローカーの活動をチェックし、公共の利益に反すると判断される場合は、同ディーラーおよびブローカーに対し、注意、活動の制限、業務の停止(12か月以内)、登録の抹消等の措置をとりうる。

◆米国、国庫債務限度額を引上げ

レーガン大統領は10月21日、国庫債務限度額を現行の21,110億ドルから23,000億ドルに引上げる法律に署名した。今次限度額引上げは8月21日(20,790億ドル→21,110億ドル)に続き本年に入り後2回目。これによってとりあえず来年5月までの財政資金調達分を賄える見込みとなっている。

欧州諸国

◆フランス政府、1987年度予算案を閣議決定

フランス政府は9月15日、87年度(1~12月)予算案を閣議決定した。本予算案では、景気面への配慮から85、86年度に続き個人所得税、企業関係税の減税措置が盛り

まれているものの、引続き歳出節減を通じた財政赤字の圧縮が最優先課題とされている。

1. 本予算案の概要をみると(第1表)、確定収支(日本の一般会計に相当)の歳入は、景気回復に伴う法人税、印紙税等の増収が見込まれるものの、前年度を上回る額で個人所得税や企業関係税の減税が実施されることから、全体としては前年度(当初予算、以下同じ)比+4.0%とほぼ前年度(同+3.9%)並みの伸びにとどまる見通し。一方歳出は優先配分を4項目(国防、雇用、治安、海外領土開発)に限定するとともに、公務員数削減、補助金の圧縮等を通じた歳出節減の徹底化が図られていることから同+1.8%(注)と前年度の伸び(同+3.6%)を大幅に下回る見込み。この結果、確定収支尻は△1,241億フランとなり前年度(△1,410億フラン)比1割強削減される見通し。

この間、暫定収支(日本の財政投融资に相当)が前年度並みの赤字額となる見通し(86年度△43億フラン→87年度△45億フラン)であるため、両者を合わせた総合収支尻は△1,286億フランと前年度(△1,453億フラン)比圧縮され、対名目GDP比率もかなり低下する見通し(86年度△3.0%→87年度△2.5%)。

(注) 87年度予算案では、歳出の伸び率が政府の消費者物価上昇率見通し(87年平均+2.0%)以下に抑制されているが、これは第5共和制成立(1958年)以降初めてのこと。

(第1表) フランスの87年度予算案
(億フラン、△印は赤字)

		86年度 当初予算 (A)	87年度 予算案 (B)	(注1) (B)/(A) %
確定収支	歳出 (注2)	10,306	10,494	+ 1.8
	非軍事支出	8,723	8,802	+ 0.9
	うち公債費	943	985	+ 4.5
	行政費 (注3)	3,741	3,870	+ 3.4
	国家関与費	3,228	3,245	+ 0.5
	資本支出	784	675	△ 14.0
	軍事支出	1,584	1,692	+ 6.9
	歳入	8,896	9,253	+ 4.0
	収支尻	△ 1,410	△ 1,241	(△ 2.4)
	暫定収支尻	△ 43	△ 45	(△ 0.1)
総合収支尻	△ 1,453	△ 1,286	(△ 2.5)	

(注1) かつ内は対名目GDP比率。

(注2) 特別引当勘定の収支尻を含む。

(注3) 軍人恩給費を含む。

2. 本予算案に盛り込まれた主要措置の具体的内容は以下のとおり。

(1) 歳入面(減税総額約270億フラン)

イ. 個人所得税減税^(注)(減税額約160億フラン)

(イ) インフレ調整減税等……所得税の各税率区分に対応する課税所得水準を一律2.4%(86年平均の消費者物価見通しに相当)引上げるほか、全納税者に対して所得税納税額の最低3%以上の税額を控除。

(ロ) 低所得層向け減免措置(decote)の拡充……86年度所得税納税額が2,200フラン未満の納税者については納税を免除(2百万世帯が新規対象)し、同納税額が2,200フラン以上4,400フラン以下の納税者については納税額を平均30%減額(1.8百万世帯が対象)。

(ハ) 最高税率引下げ……所得税の最高税率を現行の65%から、58%へ引下げ。

(注) 87年度個人減税については、以上の措置のほか富裕税の廃止(87年1月1日実施)が、86年度補正予算で決定済み(61年5月号「要録」参照)。

ロ. 企業関係減税^(注)(同約110億フラン)

(イ) 事業税の軽減……事業税(給与支払総額等を基準に算定)算出の際、16%の基礎控除を認める。

(ロ) 企業経費税の税率引下げ……交際費等に課税される企業経費税の税率を、現行の30%から20%へ引下げ。

(ハ) 工業用重油・ガス税引下げ。

(注) 87年度企業関係減税については、以上の措置のほか法人税率の引下げ(50%→45%、減税額38億フラン)が86年度補正予算で決定済み(61年5月号「要録」参照)。

(第2表)

(2) 歳出面

イ. 歳出節減措置

(イ) 企業向け補助金の削減(統額135億フラン)

(ロ) 公務員数を19,100人純減

ロ. 歳出優先項目

(イ) 国防(装備費+20%等)

(ロ) 雇用(職業訓練費+29%等)

(ハ) 治安(内務省予算+6.5%、法務省予算+10%等)

(ニ) 海外領土開発(海外領土省予算+25%強)

3. 本予算案の前提となる87年経済見通しの概要は以下のとおり(第2表)。

(1) 景 気

物価が一段と落ち着く中で、①設備投資が企業収益の好調や上記減税措置の効果を背景に増大すると見込まれること、②輸出も世界貿易の緩やかな回復、対外競争力の改善等から持直すと期待されること、等から実質GDPは+2.8%と86年(+2.5%の見通し)を若干上回る見通し。

(2) 物 価

原料品市況の落ち着きや賃上げ抑制等から物価は引き続き鎮静化傾向をたどり、87年平均の消費者物価上昇率は+2.0%(86年同+2.4%)まで鈍化する見通し。

◇フランス銀行、新金融調節方式を発表

1. フランス銀行はかねてより金融政策運営を量的規制中心から金利・準備率をより活用する方式へ移行させることを検討していたが、10月20日、以下のような内容の新金融調節方式を、本年12月1日以降導入する旨発表した。

(1) コール翌日物市場(marché de l'argent au jour le jour)における Fixing 制度の廃止

① コール翌日物レートについては、現行 Fixing 方式(毎朝9時半頃レートを決定し、これを当日の全取引に適用する)を採用しているが、本年12月1日以降同方式を廃止し、資金需給に応じて同レートが

87年度予算案の前提となる経済見通し

(前年比・%)

	85年 (実績)	86年(見通し)		87年(見通し)	
		前 回 (本年6月)	今 回	前 回 (本年6月)	今 回
実質GDP (マルシャン・ベース)	1.1	2.5	2.5	3.0	2.8
個人消費	1.9	2.7	3.0	2.2	2.0
企業投資	1.9	4.3	4.1	5.4	5.0
輸 出	1.9	1.7	0.9	5.4	4.8
輸 入	2.9	4.7	4.8	5.3	4.8
消費者物価上昇率 (年平均)	6.0	2.4	2.4	2.0	2.0
家計実質可処分所得	0.5	2.9	3.1	2.2	3.1

日中自由に変動する仕組みに変更。

- ② コール翌日物レートが、変動金利型TB等の基準金利となっている実情にかんがみ、フランス銀行は当日のコール翌日物レートの加重平均金利(市場参加者からの報告に基づき、取引量ウエイトで算出<1/16%刻み>)を翌朝11時頃、ロイターおよびテレレートを通じて発表。

(2) 買切りオペ(l'achat ferme)手続きの変更

買切りオペは、現行の指定レート(いわゆるフランス銀行の「市場介入金利」)方式から、入札方式(とりあえずダッチ方式、コンベンショナル方式への移行も検討中)へと変更。

(3) 7日物売戻条件付買オペ(les Pension à sept jours)の再活性化

- ① 現在、7日物売戻条件付買オペは、異例の事態(金融機関の不測の資金繰りミス等)に対し流動性を供給する場合にのみ用いられているが、今後はコール翌日物市場の需給が逼迫した際に、金融機関が頼りうる流動性の源泉(フランス銀行信用)として同オペを位置づける。

- ② またその際の金利についても、現在の罰則的な高レート(11.25%)から漸次引下げて、買切りオペレート(現在7%)との格差を縮小^(注)させ、コール翌日物レートが7日物売戻条件付買オペレート(上限)と買切りオペレート(下限)の間ないしはその上下幅の近傍で変動するように金融調節を行う。

(注) フランス銀行は10月24日、7日物条件買オペレートを3%引下げ(11.25→8.25%)、即日実施する旨発表。

なお、ラガイエット・フランス銀行副総裁は、「両オペレートの格差の目安を0.5%程度とし、またコール翌日物レートの変動幅を両オペレートの周辺1%程度(例えば、買切りオペレートを7.0%、売戻条件付買オペレートを7.5%とする場合、コール翌日物の許容変動幅は6.75~7.75%)」とコメント。

(4) オペ仲介業者数の拡大

現行のフランス銀行のオペレーションは短資業者(maison de reescompte)6社が独占的に仲介しているが、今後は①オペ仲介業者を「主要オペレーター(operateurs principaux du marché)」と呼称し、②同業者数を短資業者に限定せず、フランス銀行の選定^(注)により大幅に拡大。なお、「主要オペレーター」には、①市場に対し常時金利をクォートし、かつ②フランス銀行に対し市場での取引状況(金利、取扱った手形等の期間、種類等)を報告することを義務付け。

(注) フランス銀行は「主要オペレーター」選定の基準とし

て、①取引高10百万フラン以上(ただし、専門業者<例えば、資金裁定取引等を専門とする「Banque de Tresorerie」>の場合は取引高4百万フラン以上)、②自己資本250百万フラン以上、③銀行監督委員会により決められたprudential規制の遵守状況等を設定しており、実際の選定に際しては質的要素(当該業者の存続年数・評判、実務責任者の経験度合い等)をも勘案する方針。

(5) オペ対象手形等の取扱い方法変更

- ① 7日物売戻条件付買オペの買入対象は、現在公共債(effets publics)のみとなっているが、今後は民間手形(effets privés)をも組入れ。
- ② オペを機動的に取運ぶため、今後民間手形に関しては、特別な場合を除き原手形(effets primaires)のフランス銀行に対する預託を不要とする扱い。

2. 今次措置の背景として、ラガイエット・フランス銀行副総裁は以下のようにコメントしている。

「明年初からの量的信用規制の廃止に伴い、今後金融政策の主要手段となるのは、銀行流動性および金利の操作である。金利政策は、短期金利の操作が主体となる。このため、フランス銀行は、必要と認められる時には、あらゆる短期金融市場に介入することとなるが、効率性および便宜上の観点から、他の市場の基準となる金利を形成する市場(現在はインターバンク市場)に介入を集中する。また、金融政策上の必要に基づく債券市場への介入も可能性を除外しないが、この件については今後の課題として検討する。」

◆イタリア政府、1987年度予算案を閣議決定

1. イタリア政府は9月25日、87年度(1~12月)予算案を閣議決定した。本予算案^(注)は引続き財政赤字削減を狙った緊縮型の内容となっており、投資支出を名目GDP成長率並みの伸び(+7.5%)にとどめるとともに、經常支出についても伸び率を実績0%に抑えている。この結果、財政赤字の対名目GDP比率はかなり引下げられることとなる(86年<実績見込み>△110兆リラ<対名目GDP比14.3%>→87年予算案△100兆リラ<同12.2%>)。

(注) 本予算案の前提となる87年経済見通しは以下のとおり。実質GDP成長率+3.5% [86年実績見込み+3.0%]消費者物価年平均上昇率+4%(同6%)。

2. 本予算案に盛り込まれている主な赤字削減措置は次のとおり。

①年金対象者の年齢引上げ等の措置による社会保険料支払の削減、②地方自治体への交付金削減、③各種公営

企業への政府補助金にあらかじめ上限を設け、増額を認めない(また今後3年間<87~89年度>、技術開発および中小企業に対する補助金についても上限を設定<毎年技術開発援助費5,000億リラ、中小企業補助費200億リラ>)、④公務員賃金の改定幅をインフレ率以下に抑制、⑤鉄道・郵便等の公共料金の引上げ。

ア ジ ア 諸 国

◇台湾、公定歩合および市中金利を引下げ

台湾中央銀行は10月17日、公定歩合の0.25%引下げ(4.75%→4.50%)を決定、翌18日実施した。これは本年度目(前回3月3日△0.5%)の引下げであり、公定歩合の水準は既往最低を更新した。同国景気は年初来かなり力強い拡大基調を継続しているが(国別動向参照)、本措置はこうしたなかで、銀行預金残高(普通貯蓄預金+定期預金、7月末前年比+46.8%)が大幅な増加を示す一方同貸付残高(7月末同+4.5%)が伸び悩んでいる状況に対処して、物価安定の下で高止まりしている実質金利を微調整したものとされている。

これを受けて台湾銀行公会は18日、中央銀行の承認を得て短期・中長期の最低貸付金利を各々0.5%引下げた。

——年利・%——

	61年3月4日 改定(前回)	61年10月18日 改定(今回)
--	-------------------	---------------------

公定歩合

手形再割引	4.75	4.50
担保貸付	5.75	5.50
短期無担保貸付	9.00	9.00<不変>
特例輸入外貨融資	7.00	6.75
外貨融資	7.75	7.50
輸出前貸	4.75	4.50

市中金利

貸付金利

短期	最低	5.50	5.00
	最高	9.00	9.00<不変>
中・長期	最低	6.00	5.50
	最高	9.75	9.75<不変>

◇タイ、1987年度予算案を発表

タイ政府は、10月2日、1987年度(86/10月~87/9月)予算案を国会に提出した。同予算案は9/15日に閣議了承された第6次5か年計画の基本方針に基づいて作成され、「財政赤字削減による対外債務軽減を優先した」(プレミアム首相)ものとなっている。すなわち、歳出規模は2,275億バーツと前年度修正予算と比較して7.5%増となっているが、債務償還費を除いたベースでは4%増(物価上昇を勘案した実質伸び率は+2%程度)と前年に引き続き緊縮型予算となっており、財政赤字幅の縮小が見込まれている(86年度修正予算△435億バーツ→87年度予算案△420億バーツ)。

歳出・歳入面の特徴は次のとおり。

- (1) 歳出面…歳出予算の最大項目である債務償還費が急増(前年度修正予算比+19.9%)するのを除くと国防費、治安維持費を中心に伸びを抑制している。支出項目のうち経済関係費は+5.8%の伸びとなっており、雇用拡大等を狙いとして農業の振興、インフラストラクチャーの整備、地域開発プロジェクトに重点的に配分されている。
- (2) 歳入面…税収を中心とする政府経常収入は、景気回復傾向を織込み前年度修正予算比+10.1%と比較的高めに見積られている(前年度の前々年度当初予算比+3.9%)。この結果420億バーツの財政赤字が生じるが、これについては銀行借入れによる調達が見込まれている。

タイの87年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1986年度 修正予算	構成比(%)	1987年度 予 算	構成比(%)	前年比(%)
歳 入 等	租税等政府 経 常 収 入	168,000	79.4	185,000	81.3	10.1
	財 政 赤 字	43,550	20.6	42,000	18.5	△ 3.6
	その他共計	211,650	100.0	227,500	100.0	7.5
歳 出	経済関係費	33,648	15.9	35,595	15.6	5.8
	教 育 費	39,439	18.6	41,214	18.1	4.5
	社 会 厚 生 関 係 費	23,338	11.0	24,469	10.8	4.8
	国 防 費	40,814	19.3	41,067	18.1	0.6
	治安維持費	10,617	5.0	10,918	4.8	2.8
	一般行政費	5,746	2.7	6,105	2.7	6.2
	債務償還費	46,835	22.1	56,150	24.7	19.9
	その他共計	211,650	100.0	227,500	100.0	7.5

◇インドネシア、総合経済対策を発表

インドネシア政府は、9月12日に実施したルピアの大幅切下げ(本年10月号「要録」参照)後の対応策として外資導入促進と非石油製品輸出拡大等を狙いとした総合経済対策を発表した(10/2日および10/25日)。主な内容は次のとおり。

(1) 輸入関税の引下げ

輸入依存度の高い水銀、塩化ナトリウムなど59品目について現行の5～30%の関税を撤廃し、またポリエステル、テフロンなど94品目について、現行の10～40%を一律5%に引下げる(10月25日から実施、ただしタイヤ、鉄鋼など国産化が進んでいる94品目については国内企業保護の観点から据置き)。

(2) 外国企業の国内企業に対する資本参加の認可および合弁出資比率の引上げ

同国では、原則として従来既存の国内企業に外国資本が参加することは認めていなかったほか、新規に合弁企業を設立する際の条件も厳しく運用されていたが、10月25日から新たに次の4特例を認可する。

- ① 国内企業の資金状態の改善を目的とする投資については、既存の国内企業に対し外資に25%まで出資することを認める。
- ② 国内企業の製品の一部輸出を援助することを目的とする投資については、外資に49%まで出資を認める。
- ③ 同じく85%以上の製品の輸出を援助することを目的とする投資については、外資に80%まで出資を認

める。

- ④ 合弁企業が輸出指向型に転換するため追加投資を必要とする場合は、外資に95%まで出資比率を引上げることを認める(従来80%)。

(3) 外資系企業に対する輸出助成措置

外資系企業に対する中銀の低利(年率9%)輸出金融の融資限度を拡大(従来運転資金の70%→今回85%)。外資系企業の輸出業務については、従来自社製品のみが認められていたが、これを緩和し他社製品の輸取出抜を認可する(10月25日から実施)。

(4) スワップ枠の撤廃

従来中央銀行は、為替先物取引を制限する趣旨から市中銀行とのスワップ取引について約25億ドルの枠を設けていたが、10月25日以降この制限枠を撤廃する。これにより企業は海外から調達した資金のルピアへの転換に際し、外為銀行との間でスワップ取引を行うことにより為替リスクを回避しうることとなる。

(5) 企業の固定資産再評価益の免税

87年1月1日から1年間に限り、合弁企業が建物、機械、設備などの資産(土地を除く)価格を再評価した際に生じる利益には課税しない(10月2日発表)。

大 洋 州 諸 国

◇豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は、10月末から11

月初めにかけて2度にわたる公定歩合(政府証券を対象とする公開市場操作の際の適用金利)の引下げを実施した(10月30日18.0%→17.8%、11月6日17.8%→17.6%、いずれも即日実施)。本措置について同行では、最近豪ドル相場が落ち着いているため、「市場の実勢に合わせて金利水準を微調整したもの」としており、同時に引締め気味の金融政策スタンスには基本的に変化がないことを明らかにしている。

共 産 圏 諸 国

◆中国、雇用制度を改革

中国当局は、終身雇用制を基本とした従来の雇用制度を抜本的に改革し、労働意欲の向上や企業活力の増強を図るため、10月1日に労働契約等に関する四つの規定^(注)を公布、即日実施した。

(注)「国営企業労働契約制実施暫定規定」、「国営企業労働者採用暫定規定」、「国営企業の規律違反従業員の解雇に関する暫定規定」、「国営企業従業員失業保険暫定規定」。

本改革により、国営企業等が今後労働者を新規採用する場合には公開募集し(従来は退職労働者の子女等内部募集が中心)、労働契約を締結することとなった。また、企業側に労働規律に著しく違反した労働者を解雇する権利を認める一方、労働者側にも職場の厚生条件が悪い場合や企業が労働契約を履行しない場合には契約を解除できることとした。さらに、解雇された場合、あるいは企

業が破産した場合の失業保険制度や労働紛争の調停手続も制定されている。

◆中国、直接投資流入促進策を実施

中国国務院は、外国企業の直接投資が本年入り後停滞している状況に対処して、直接投資の環境整備を図る目的で10月11日、「外国企業の投資奨励に関する規定」(全文22条)を公布、即日実施した。本規定の対象となる外国企業は製品輸出型企業および先進技術を有する企業に限られるが、それらの企業に対する直接投資に関し以下のような特別の優遇措置を講じるとしている。

- ① 中国人労働者雇用にかかる国への払込金の一部免除
- ② 土地使用料の大幅引下げ
- ③ 生産インフラ設備の優先提供
- ④ 優先的な資金貸付け
- ⑤ 利益送金にかかる所得税免除
- ⑥ 所得税の減税(ただし生産品の70%以上を輸出した企業に限る)および納税期限の延長
- ⑦ 利益を再投資に使用する場合には納付済み企業所得税を還付
- ⑧ 輸出製品にかかる工商統一税免除
- ⑨ 輸出入手続き等の簡素化
- ⑩ 外資系企業間の外貨過不足調整の認可
- ⑪ 企業経営自主権の拡大を極力保証
- ⑫ 不合理な諸費用負担の拒否権付与
- ⑬ 直接投資企業開設認可事務手続きの迅速化